

放課後等デイサービス事業

デ イ き ら り 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 松風会（以下、「事業者」という。）が開設するデイきらり（以下、「事業所」という。）において行う指定障害児通所支援（放課後等デイサービス）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその利用者に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

2 事業所の従業者は、放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、その提供する放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）その他関係法令等を遵守し、法人が掲げる「安心と喜び」の理念に基づき事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 デイきらり

(2) 所在地 島原市有明町大三東甲2150番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、利用者の支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員又は保育士 2名以上（常勤1名以上、非常勤1名以上）

児童指導員又は保育士は利用者に対して適切な指導訓練を行う。

(4) 事務職員 1名以上（常勤兼務1名以上）

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

ただし、8月14日から16日、12月29日から1月3日までと国民の祝日及び国民の休日を除く。

(2) 営業時間 8時から17時までとする。

(3) サービス提供時間

平日 13時から17時まで

土曜日 9時から17時まで

学校休業日 9時から17時まで

（利用定員）

第6条 事業所において提供する放課後等デイサービスの利用定員は、10名とする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は知的障害とするが、それ以外の障害についても放課後等デイサービスを提供する。

（放課後等デイサービスの内容）

第8条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活における基本的動作の支援及び訓練

(2) 集団生活適応のための支援及び訓練

(3) 創作的な活動の支援及び指導

(4) 給食の支援及び指導

(5) 利用者の自宅又は学校と事業所間の送迎

(6) その他支援計画に基づく支援

（通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額）

第9条 放課後等デイサービスを提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、放課後等デイサービスの提供にあつては、前項の支払いを受けるほか、そのサービスの提供に係る便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用 1食あたり 400円

(2) おやつ代 1日 100円

(3) その他費用 実費

4 事業者は、前2項の支払を受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

5 事業者は、第1項および第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証(第1項については受領証)を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、島原市、雲仙市国見町、南島原市深江町の全域とする。

2 通常の事業の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者及び保護者は、放課後等デイサービスの利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 事業所内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

(2) 利用者及び保護者は利用予定について事前に事業所に連絡すること。

(3) 利用者及び保護者は利用予定の変更については前日までに事業所に連絡すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

(利用者に関する市町への通知)

第12条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町に通知する。

(1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに保護者並びに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第14条 事業者は、事業所において提供した放課後等デイサービスに関する利用者等か

らの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業者は、利用者に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに県、市、利用児童の保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第16条 事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

- 2 事業者は、非常災害等に備えるため、事業所において、避難、救出その他の必要な訓練を年1回以上行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

(協力医療機関)

第18条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関名：木下内科医院

(身体拘束の禁止)

第19条 事業所は、放課後等デイサービスの提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第20条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(虐待防止及び身体拘束適正化委員会の設置)

第21条 事業所は虐待の防止、身体拘束適正化を検討するための委員会として虐待防止及び身体拘束適正化委員会を設置し、同委員会を毎年4回開催する。

(掲示)

第22条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(利益供与等の禁止)

第23条 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対してその事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(職場におけるハラスメントの防止)

第24条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(会計の区分)

第25条 事業所は、事業ごとに経理を区分するとともに、放課後等デイサービス事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(その他運営に関する留意点)

第26条 事業者は、事業所において適切な放課後等デイサービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用時6か月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、従業員が、従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第27条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。